

3. 第18条及び第31条の規定による役員及び評議員が就任するまでは、旧寄附行為の規定による役員及び評議員がその職務を行う。

附 則

(施行期日)

1. この寄附行為一部変更は、大阪府知事の認可があった日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この寄附行為一部変更は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この寄附行為一部変更は、大阪社会保険事務局長の認可があった日から施行する。